

東大和市地域防災計画 概要版



令和2年3月修正

東 大 和 市

東大和市地域防災計画（令和2年3月修正） 概要版 目次

■ 東大和市の防災対策

	内 容	頁番号	地域防災計画（本編）該当箇所
1	東大和市地域防災計画とは	1	第1部（第1章）
2	地域防災計画の構成	2	
3	計画の修正ポイント		

■ 震災編

	内 容	頁番号	地域防災計画（本編）該当箇所
1	前提となる被害想定	3～5	第1部（第2、3章）
2	減災目標	6	第1部（第5章）
3	施策ごとの具体的計画 （災害予防・応急・復旧計画）	7～22	第2部
4	災害復興計画	23	第3部
5	東海地震事前対策計画		第4部

■ 風水害編

	内 容	頁番号	地域防災計画（本編）該当箇所
1	風水害対策	24	第5部
2	土砂災害対策の推進	25	第5部（第5章）

■ 大規模事故編

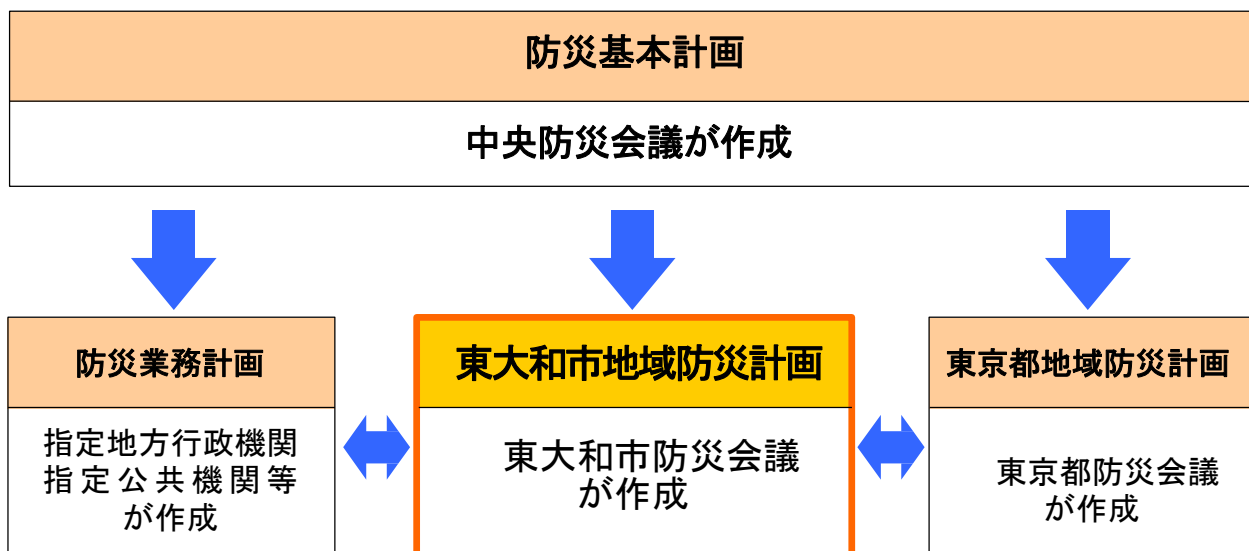
	内 容	頁番号	地域防災計画（本編）該当箇所
	大規模事故応急対策計画	26	第6部

東大和市の防災対策

1 東大和市地域防災計画とは

東大和市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、国の中央防災会議が作成した防災基本計画に基づき、東大和市防災会議が作成したものであり、指定地方行政機関や指定公共機関等が作成する防災業務計画及び東京都防災会議が作成する東京都地域防災計画と整合を図り、一体的に活動する計画です。

地域防災計画には、都、市区町村、消防機関だけでなく、国の機関である指定地方行政機関、運輸、通信、エネルギーに関する事業者等防災上重要な機関である指定公共機関、指定地方公共機関、さらには、市民の皆様、事業所やボランティア団体等が実施する「予防対策」や「応急対策」、「復旧対策」が定められています。



このたび策定した「東大和市地域防災計画（令和2年3月修正）」は、「首都直下地震等による東京の被害想定」を前提とするとともに、近年の熊本地震、大阪北部地震、令和元年台風第19号等の教訓、水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正等、近年の社会経済情勢、市を取り巻く環境の変化及び市民・市議会等の各種提言を可能な限り反映させ策定したものです。

具体的には、初動・情報収集連絡体制、医療救護、避難者対策、避難所運営、災害廃棄物処理、復旧対策等に関する最新の知見、技術等を踏まえて策定しています。

2 地域防災計画の構成

東大和市地域防災計画（令和2年3月修正）は、本編（第1部から第6部）及び資料編で構成されています。

構 成		内 容
第1部	東大和市の防災力の高度化に向けて	計画の前提や基本方針を記載
第2部	施策ごとの具体的計画 （災害予防・応急・復旧計画）	災害に備え、事前に取り組むべき対策、災害発生時の応急対策、復旧対策を記載
第3部	災害復興計画	生活、産業、都市の再建・復興の手順を記載
第4部	東海地震事前対策	東海地震の発生に向けた対応措置を記載
第5部	風水害対策計画	災害に備え事前に取り組むべき対策、風水害発生時の対応を記載
第6部	大規模事故応急対策計画	大規模事故発生時の対応を記載
資料編		各種一覧、規則、様式等

3 計画の修正ポイント

視点1	東京都地域防災計画等との整合
視点2	自助・共助の備えの充実
視点3	女性・外国人等要配慮者への対応の充実
視点4	近年の災害の教訓の反映
視点5	災害関連制度の改正等の反映
視点6	パブリックコメントによる市民の皆様からの意見
視点7	その他、各機関の防災対策の取組等



東大和市地域防災計画（令和2年3月修正）策定

<主な修正点>

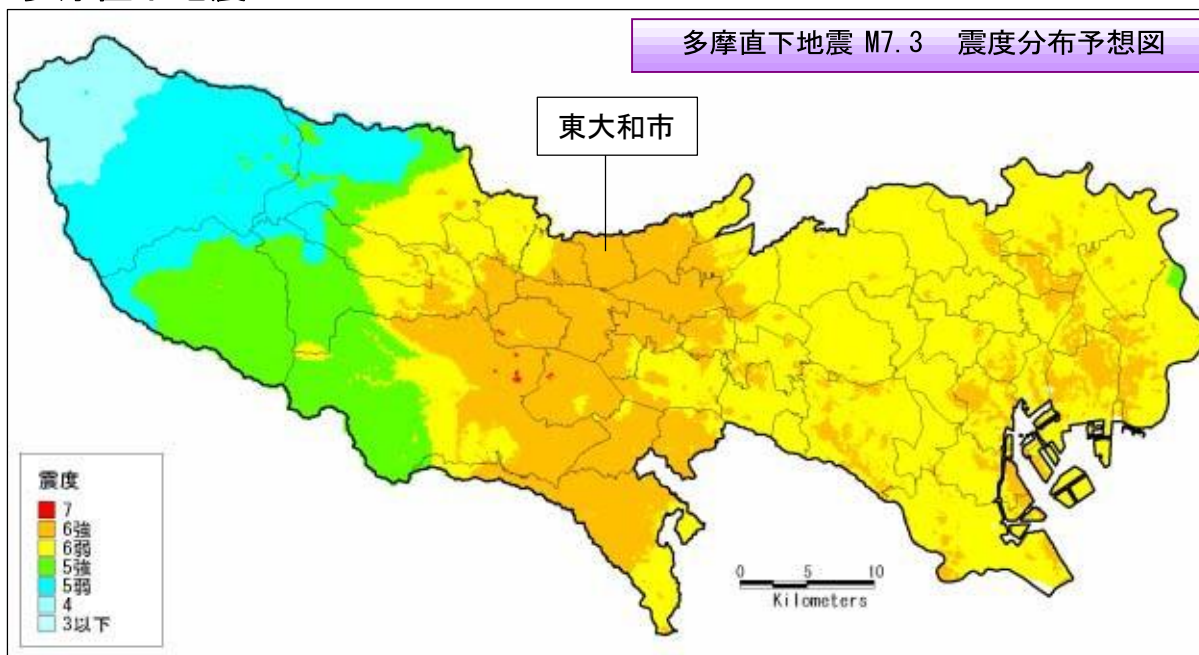
防災意識や自助の啓発、消防団や自主防災組織による応急対策の充実、外国人支援対策、非常時のエネルギー確保、避難所におけるペット同行者・避難所以外における被災者への対応、土砂災害警戒区域の指定への対応等

震災編

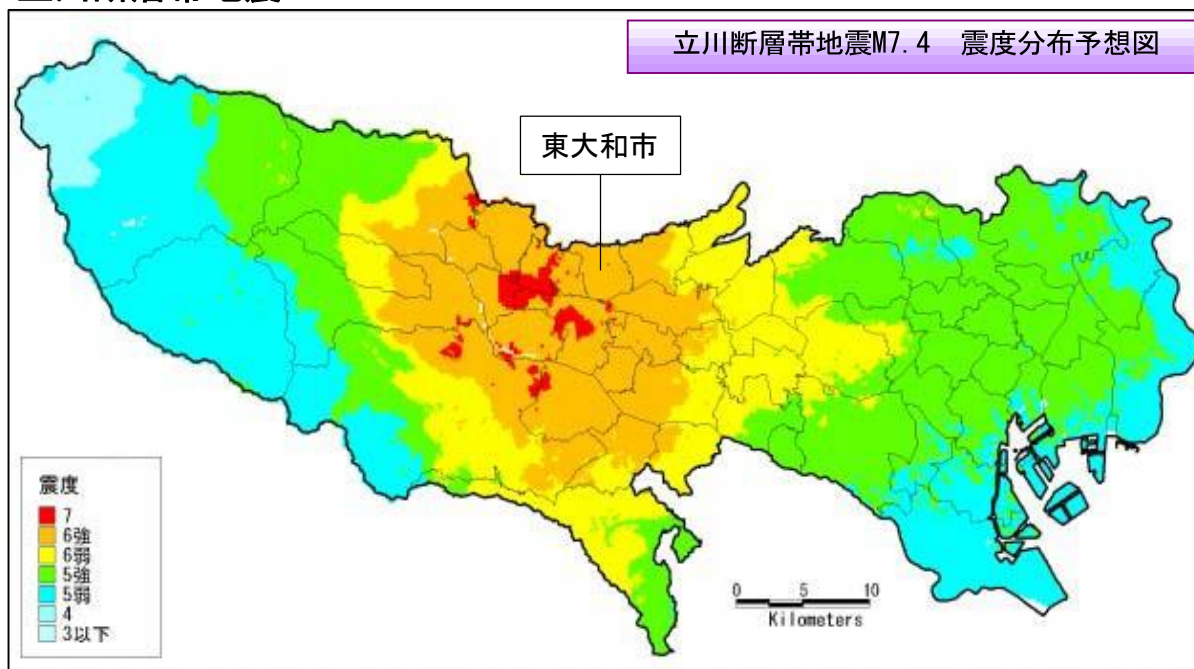
1 前提となる被害想定

東京都防災会議が平成24年4月に発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち、東大和市への被害が甚大、かつ発生確率が高いと考えられる地震が以下の2つになります。

◆ 多摩直下地震



◆ 立川断層帯地震



◆ 多摩直下地震

発生確率が高く、被害が甚大な多摩直下地震を想定地震として位置付け、当該地震に伴う各種防災対策を推進します。

前提条件	内容
震源	東京都多摩地域
震源の深さ	約 20～35km
規模	マグニチュード 7.3
市内の最大震度	6 強
気象条件	①冬の朝 5 時、風速 8m/秒 ②冬の夕方 18 時、風速 8m/秒

項目		多摩直下地震 M7.3		
		朝 5 時 8m/秒	夕方 18 時 8m/秒	
建物被害	建物全壊棟数	774 棟	774 棟	
出火被害	出火件数	3 件	8 件	
	焼失棟数（倒壊建物を含む。）	403 棟	2,404 棟	
人的被害	死者（うち建物被害）	59 人(47 人)	80 人(32 人)	
	負傷者（うち建物被害）	765 人(728 人)	725 人(527 人)	
	避難者（1 日後） （うち避難所生活者）	16,689 人 (10,848 人)	23,541 人 (15,301 人)	
ライフライン 支障率	電力（停電率）	9.0%	17.0%	
	通信（不通率）	2.3%	12.1%	
	ガス （供給 停止率）	ブロック内全域で SI 値が 60kine 超	0.0%	0.0%
		ブロック内 1/3 で SI 値が 60kine 超	100%	100%
	上水道（断水率）	36.7%	36.7%	
	下水道（下水道管きよ被害率）	24.3%	24.3%	
帰宅困難者	滞留者数	-	59,513 人	
	徒歩帰宅困難者数	-	15,194 人	
震災廃棄物	重量	22 万トン	27 万トン	
	体積	27 万m ³	35 万m ³	
要配慮者（死者）		27 人	48 人	
自力脱出困難者		328 人	236 人	
エレベーター閉じ込め台数		6 台	7 台	

◆ 立川断層帯地震

「立川断層帯地震」は、「多摩直下地震」と比べて発生確率は低いとされています。しかしながら、東大和市における影響が大きいことから対策等が必要と考えています。

前提条件	内容
震源	東京都立川市付近
震源の深さ	約2~20km
規模	マグニチュード7.4
市内の最大震度	6強
気象条件	①冬の朝5時、風速8m/秒 ②冬の夕方18時、風速8m/秒

項目		立川断層帯地震 M7.4		
		朝5時8m/秒	夕方18時8m/秒	
建物被害	建物全壊棟数	1,640棟	1,640棟	
出火被害	出火件数	3件	9件	
	焼失棟数（倒壊建物を含む。）	532棟	3,884棟	
人的被害	死者（うち建物被害）	116人(101人)	146人(68人)	
	負傷者（うち建物被害）	1,225人 (1,177人)	1,194人 (858人)	
	避難者（1日後） （うち避難所生活者）	28,077人 (18,250人)	38,210人 (24,836人)	
ライフライン 支障率	電力（停電率）	17.3%	29.7%	
	通信（不通率）	3.2%	19.8%	
	ガス（供給停止率）	ブロック内全域で SI値が60kine超	0.0%	0.0%
		ブロック内1/3で SI値が60kine超	100%	100%
	上水道（断水率）	70.8%	70.8%	
	下水道（下水道管きよ被害率）	24.3%	24.3%	
帰宅困難者	滞留者数	-	59,513人	
	徒歩帰宅困難者数	-	15,194人	
震災廃棄物	重量	36万トン	44万トン	
	体積	43万m ³	58万m ³	
要配慮者（死者）		53人	86人	
自力脱出困難者		702人	504人	
エレベーター閉じ込め台数		7台	9台	

2 減災目標

市は、震災に対する減災目標を定め、それぞれの「目標を達成するための施策」に基づいて、市民、都、事業者等と協力して対策を推進します。

【目標 1】 死者の半減

多摩直下地震 M7.3、冬の夕方 18 時、風速 8m/秒のケースで、住宅の倒壊、家具転倒、火災等による死者数80人を40人以下に半減する。

「目標を達成するための施策」

- 要配慮者対策
- 建物の耐震化
- 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進
- 出火防止対策及び初期消火体制の充実
- 救出・救助体制の強化
- 医療救護体制の充実、医療資器材の確保



【目標 2】 住宅からの避難者の減

多摩直下地震 M7.3、冬の夕方 18 時、風速 8m/秒のケースで、住宅倒壊、火災等によるすべての避難者約23,541人を3割減の16,478人にする。

「目標を達成するための施策」

- 建物の耐震化
- 出火防止対策及び初期消火体制の充実
- 救出・救助体制の強化



【目標 3】 外出者の早期帰宅

外出者のうち事業継続のための従事者を除き、全員が発災後4日以内に帰宅できるようにする。

「目標を達成するための施策」

- 道路の整備・橋りょうの耐震化の推進
- 帰宅支援の強化
- 広報体制の充実
- 事業所防災対策の推進



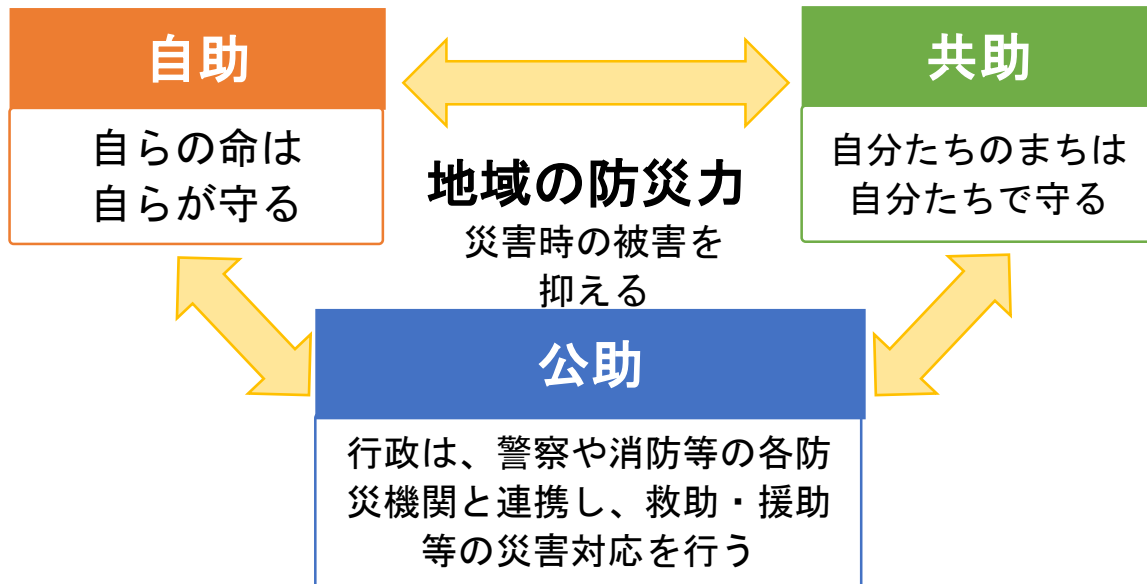
3 施策ごとの具体的計画 (災害予防・応急・復旧計画)

3.1 基本的責務と役割

本編 第2部 第1章

◆ 自助・共助・公助の推進

多くの生命や財産を守るため、自助・共助・公助の考え方に基づき防災対策の推進を図ります。



◆ 相互応援協力

被害が広範囲に及び場合、市の防災機関のみでは対応が困難なことから、都、他市区町村や民間団体等との相互協力体制を確立します。令和2年2月20日現在、77の協定を結んでいます。

3.2 地域の防災力の向上

本編 第2部 第2章

◆ 自助の防災力向上

市民による日頃からの備え

- ・ 建築物の耐震性及び耐火性の確保
- ・ 家具類の転倒・落下・移動の防止
- ・ ブロック塀等の点検補修
- ・ 在宅避難に向けた食品や生活用品の備蓄(最低3日分、推奨1週間分)

防災意識の啓発・防災教育の充実

- ・ 防災マップの配布
- ・ 災害対策や防災情報のホームページでの掲載
- ・ 各防災機関と協力し、市民、事業者等を対象とした防災教育の推進

防災訓練の充実

- ・ 関係機関相互及び市民との協力体制の確立に重点を置く総合防災訓練の実施
- ・ 自主防災組織による年1回以上の組織的な訓練の実施

外国人支援対策

- ・ 外国人参加の防災訓練や防災講座の開催
- ・ 多言語対応防災マニュアル等の作成
- ・ 避難標識等の掲示物の外国語表記の推進

◆ 共助の推進

自主防災組織の育成・充実

- ・ 自主防災組織の結成の積極的な働きかけの実施
- ・ 各機関と連携した自主防災組織の活動の支援整備、各種訓練の指導等
- ・ 自主防災組織における女性の参画の促進及び女性リーダーの育成

消防団の活動体制の充実

- ・ 消防団施設、資器材等の整備
- ・ 消防署等と連携した消防団員の教育訓練の実施

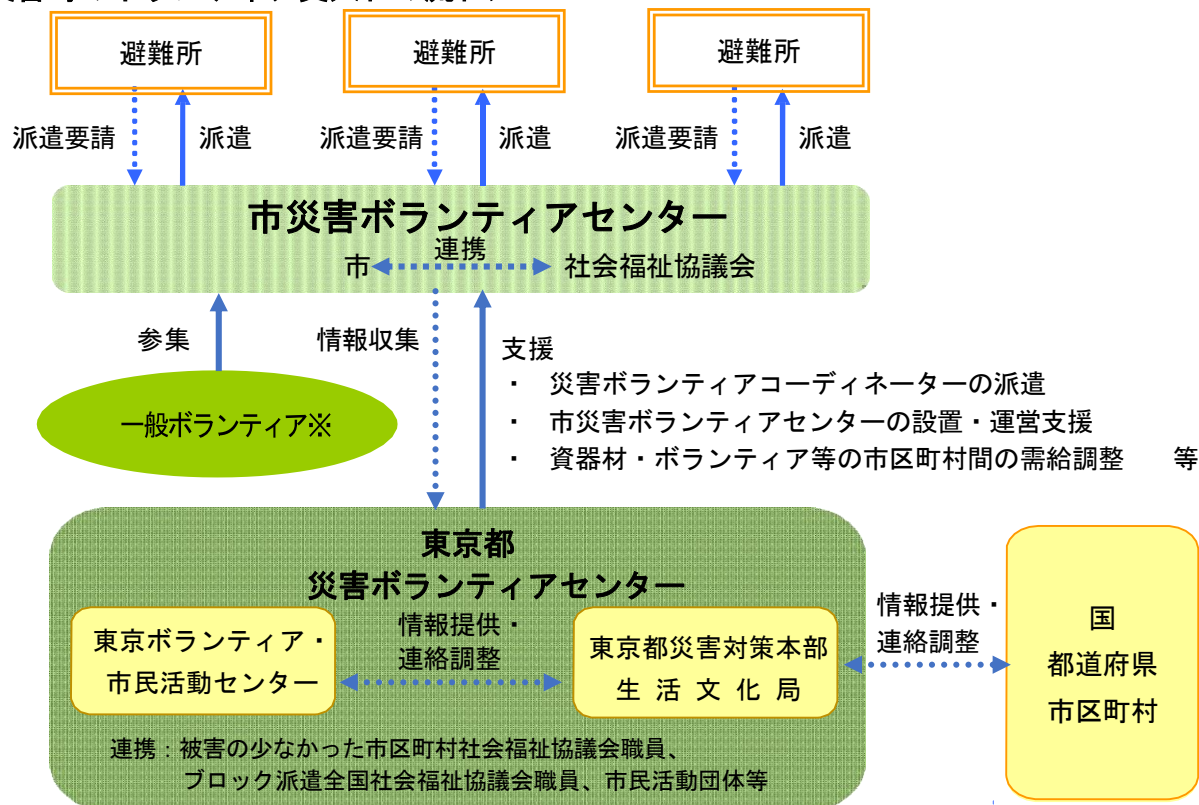
事業者の防災力の向上

- ・ 社屋内外の安全化や災害時対応マニュアル等の作成
- ・ 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄
- ・ 従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
- ・ 地域活動への参加、防災市民組織等への協力
- ・ 消防署における自衛消防隊に対しての資器材の整備、訓練指導等の推進

◆ ボランティアとの連携

市及び社会福祉協議会は、被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を支援するために、平常時より市民団体等を含め各機関と相互に連携を図ります。

<災害時のボランティア受入れの流れ>



※専門知識・技術や経験に関係なく労力等を提供する（避難所運営支援やがれき撤去等）ボランティア

◆ 安全に暮らせる都市づくり

- (1) 市は、地区計画の活用等により安全な市街地環境の保全に努めています。また、防火地域及び準防火地域の指定、都市計画道路の整備に伴う防災性の向上に努めています。
- (2) 公園や緑地等を防災活動の拠点として利用できるよう災害時のオープンスペースの確保等に努めています。
- (3) 都と連携してがけ・擁壁、急傾斜地の安全化を推進しています。また、市はハザードマップ等の整備及びブロック塀等の安全確認に関する注意喚起等を通じて情報提供に努めています。

◆ 建築物の耐震化及び安全対策の促進

- (1) 建築物所有者が主体的に耐震性の向上に取り組むことができるように普及啓発・情報提供等の支援に努めます。また、都と連携して特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化、公共建築物のエレベーター閉じ込め防止対策を進めます。
- (2) 市民に対して家具類転倒防止の普及啓発、一定の要件を満たす高齢者や障害者の世帯に対しては、家具転倒防止器具等取り付け支援を行っています。
- (3) 公共施設等が被災した場合に備え、応急危険度判定の実施体制の整備を進めます。

◆ 消火・救助・救急体制の整備

市は、北多摩西部消防署、東大和市消防団等と連携し、迅速かつ的確な消火・救助・救急活動体制を構築します。北多摩西部消防署、東大和警察署、自衛隊、自主防災組織等はお互いに連携協力し、救出・救護の万全を期します。

機関名	対策内容
北多摩西部消防署	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災が多発した時は、全消防力をあげて消火活動を行います。延焼火災が少ない場合は、救出・救助活動を主力に活動します。 ● 震災消防活動体制を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行います。 ● 重機等を活用し、消防車両の活動路及び活動スペースの確保を行い、効率的な活動を展開します。 ● 医療救護所が開設されるまで消防署に仮救護所、救助・救急現場に現場救護所を設置し、傷病者の救護にあたります。 ● 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先し、救急車、ヘリコプター等を活用して医療機関へ搬送します。
東大和市消防団	消防署隊との連携、地域住民との協働により、資器材を有効に活用した消防活動にあたります。
東大和警察署	<ul style="list-style-type: none"> ● 救出・救護活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行います。 ● 救出した負傷者は、直ちに応急措置を施し、重傷者の順から速やかに現場救護班や医療機関に引き継ぎます。

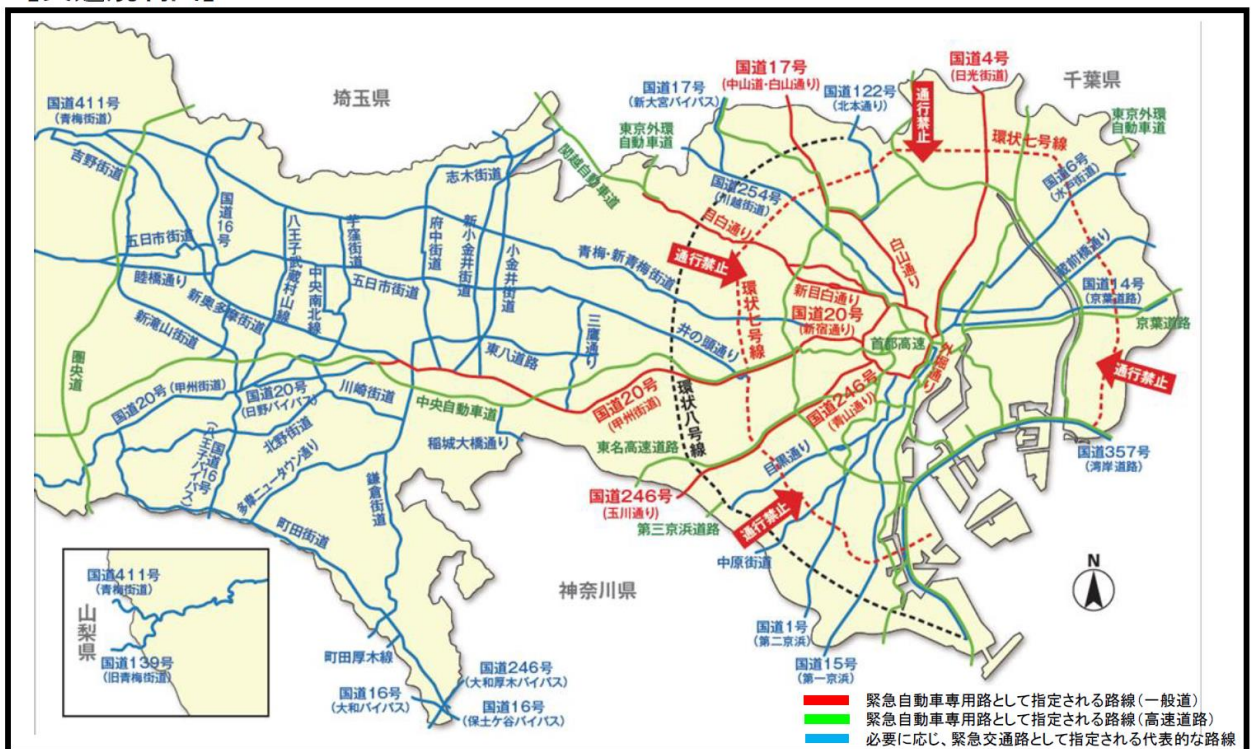
3.4 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

本編 第2部 第4章

◆ 交通規制

震度5強の地震が発生した場合、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車の円滑な通行を確保するため第一次交通規制を「道路交通法」に基づいて実施します。その後、災害応急対策を的確かつ円滑に行うために第二次交通規制を「災害対策基本法」に基づき実施します。

【交通規制図】



第一次交通規制(道路交通法)

- 1 環状七号線から都心方向への車両の通行を禁止
都心部の交通量を削減するため、都心方向へ流入する車両の通行禁止規制を実施します。
- 2 環状八号線から都心方向への車両の通行を抑制
信号制御により、都心方向への流入する車両の通行を抑制します。
- 3 「緊急自動車専用路」の指定
次の7路線を緊急自動車専用路に指定し、通行禁止規制を実施します。

国道4号(日光街道他)	国道17号(中山道・白山通り他)
国道20号(甲州街道他)	国道246号(青山通り・玉川通り)
目白通り・新目白通り	外堀通り
高速自動車国道・首都高速道路等	

- 4 都内に極めて甚大な被害が生じている場合
被災状況に応じて、車両の交通規制を実施します。

第二次交通規制(災害対策基本法)

- 1 「緊急交通路」の優先指定
緊急自動車専用路を優先的に緊急交通路に指定します。
- 2 その他の「緊急交通路」の指定
被害状況を踏まえ、必要に応じ、次のような路線を緊急交通路として指定します。(主な路線名)

国道1号	国道6号	国道14号	国道15号
新大宮バイパス	北本通り	国道254号	国道357号
中原街道	青梅・新青梅街道	井の頭通り・五日市街道・地蔵通り	目黒通り
蔵前橋通り	国道16号	国道20号	国道139号
大和厚木バイパス	稲城大橋通り他	東八通り	小金井街道
府中・志木街道	鎌倉街道	川崎街道	新奥多摩街道
幸座街道	町田街道	町田厚木線	八王子武蔵村山線
三鷹通り	中央南北線	多摩ニュータウン通り	新滝山・滝山・吉野街道
北野街道	新小金井街道	都道256号(甲州街道)	

※ 国の首都圏全体での交通対策の策定や東京都の地域防災計画の改訂の動きを踏まえて、緊急交通路の見直しを行います。

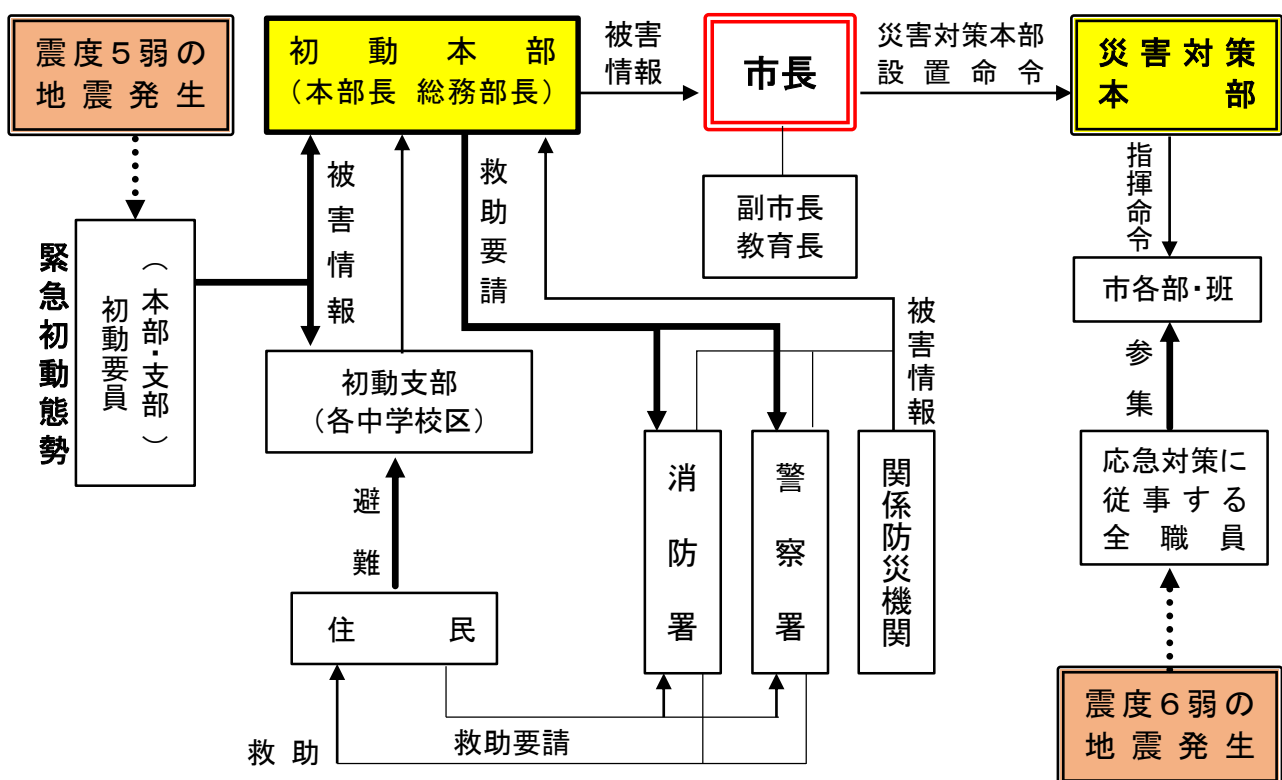
◆ 非常時のエネルギー確保

災害時にスマートフォン等の充電にも活用できる太陽光パネルの設置や非常用電源としても有効な電気自動車等の導入を促進します。

3.5 応急対応力の強化

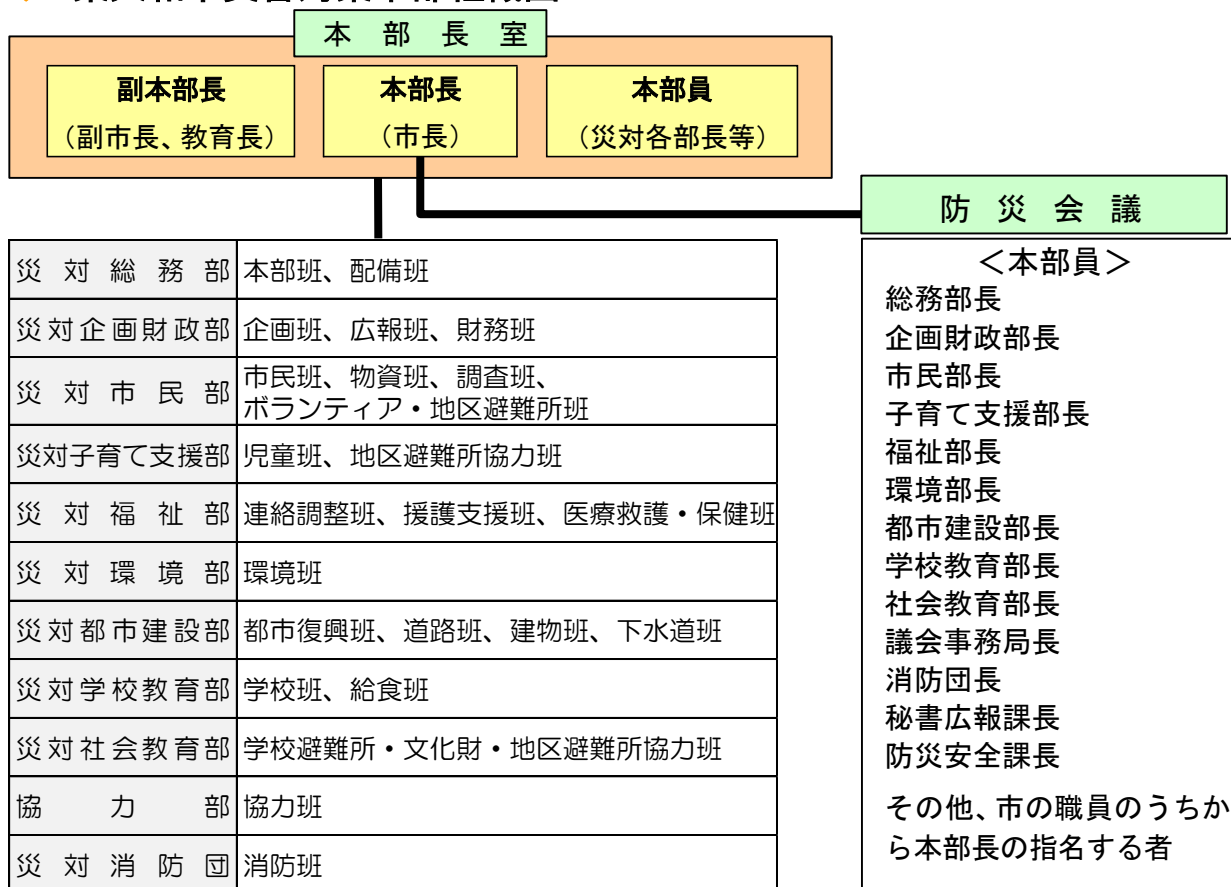
大規模な災害が発生した場合は、「東大和市災害対策本部」を設置して、災害応急対策活動を行います。また、市だけでは災害応急対策が十分に行えない場合は、東京都、他市区町村、関係防災機関に応援又は協力要請を行い、人員や資機材を確保して受援体制を整えます。

市内で、震度5弱以上の地震が発生した場合に、「東大和市災害対策本部」を設置し非常配備態勢をとります。ただし、休日・夜間等に震度5弱以上の地震が発生した場合、東大和市災害対策本部が設置されるまでの間、「初動本部」を設置するとともに、中学校区ごとに市内在住職員を中心とした「初動支部」を編成する等して、発災初期の活動体制を整備します。



市の地域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるとき、市災害対策本部を設置します。

◆ 東大和市災害対策本部組織図



◆ 配備態勢

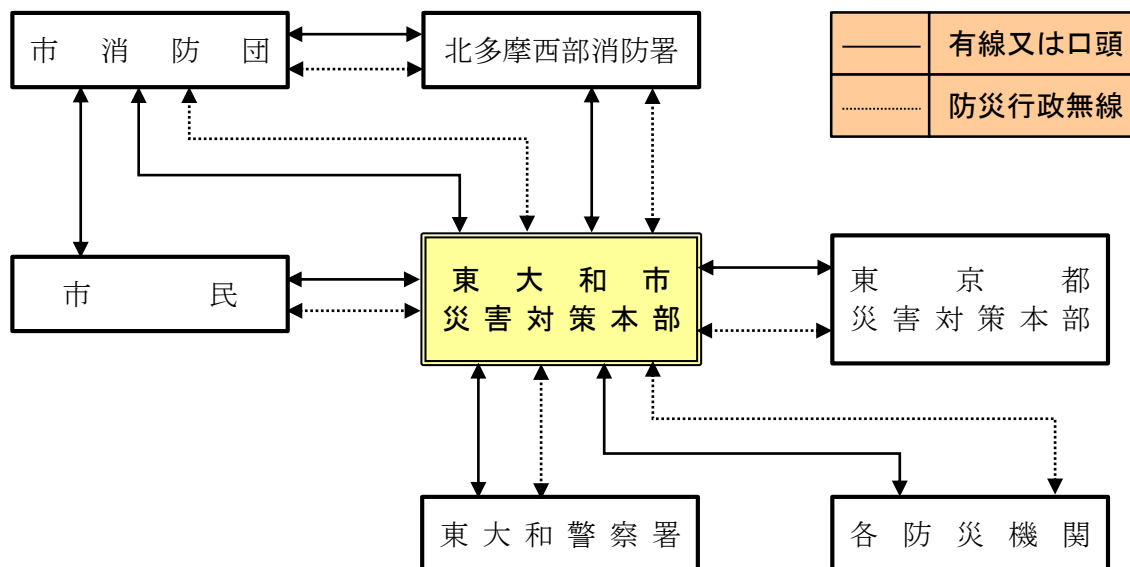
	発令の時期	態勢	配備人員
第1非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ● 震度5弱の地震が発生したとき。 ● 災害の発生又はそのおそれがあることにより、本部長が必要であると認めるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生を防御するための措置を強化する態勢 ● 救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始する態勢 ● 情報の収集及び伝達をする態勢 	各部の課長相当職以上
第2非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ● 「東海地震注意情報」が発表されたとき。 ● 震度5強の地震が発生したとき。 ● 局地的災害の発生その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1非常配備態勢を強化する態勢 ● 局地災害に直ちに対処できる態勢 ● 社会的混乱の防止、情報の収集及び連絡並びに広報活動に対処できる態勢 	各部の係長相当職以上
第3非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ● 震度6弱以上の地震が発生したとき。 ● 災害の拡大その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本部の全組織をもって対処する態勢 	全職員

※ 休日、夜間の勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生したとき又は東海地震が発表されたときは、それぞれの態勢を自動的に発令したものとする。

◆ 情報通信連絡体制

市各部、各施設、都、関係防災機関等との情報連絡体制を構築します。

＜通信連絡の体系図＞



◆ 住民への情報提供体制

地震災害時には、停電等により住民や関係機関との情報伝達が途絶えることが予想されるため、災害情報の充実と住民への情報提供体制を整備します。

- (1) 固定系や移動系の防災行政無線の活用
- (2) 新聞社及び放送機関との連携による情報提供
- (3) 市ホームページによる情報伝達
- (4) 安全安心情報送信サービスによる周知
- (5) 多様な手段による防災関連情報の提供

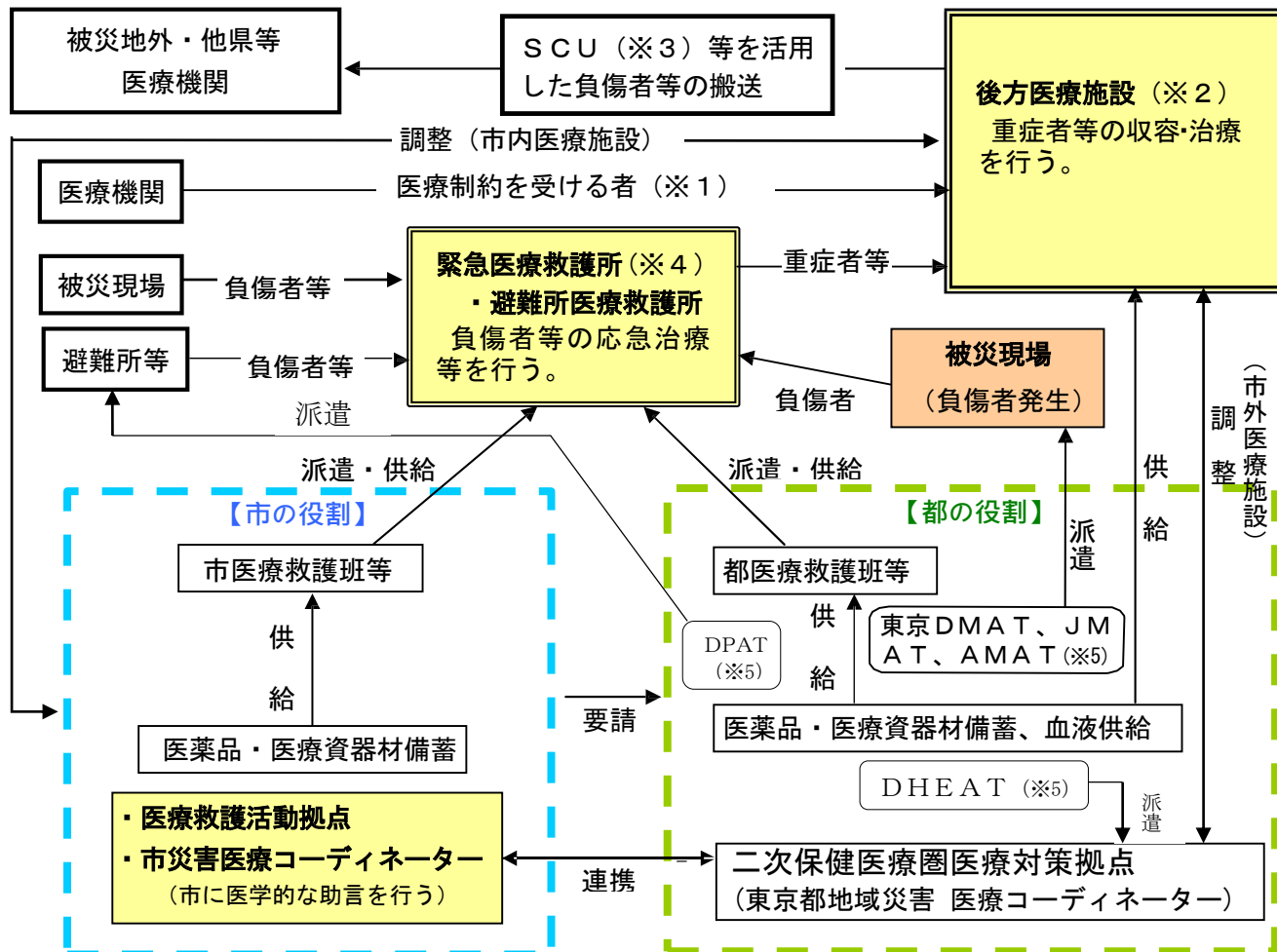
◆ 住民相互の情報連絡等

市民相互に安否確認等が取れる環境を整えるとともに、新たな情報連絡手段を整備します。

- (1) 市民相互間の安否確認等の手段として災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の安否確認サービスを周知
- (2) 避難所に特設公衆電話を整備
- (3) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等新しい通信基盤を活用した情報提供体制の基盤を推進

市災害医療コーディネーターや都との連携を図りながら、災害時における医療救護を以下の流れで迅速に行います。

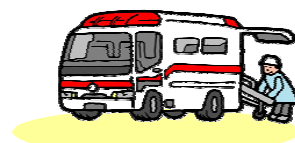
＜災害時の負傷者等の搬送等の流れ＞



※1 「医療制約を受ける者」とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。

※2 「後方医療施設」とは、災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院、診療所等で被災を免れた全ての医療機関を差す。

なお、災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受け入れる。また、災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。



※3 「SCU」とは、Staging Care Unitの略で、広域搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するに当たり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設で「広域搬送拠点臨時医療施設」という。

※4 「緊急医療救護所」は、市が災害拠点病院等の近接地等に設置する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所をいう。

※5 「東京DMAT」とは、東京 Disaster Medical Assistance Teamの略で、大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チームをいう。その他は、以下のとおりである。

JMAT：日本医師会災害医療チーム

AMAT：全日本病院協会災害時医療支援活動班

DPAT：災害派遣精神医療チーム

DHEAT：災害時健康危機管理支援チーム

◆ 一斉帰宅の抑制

災害発生時、大量の帰宅困難者が一斉に帰ろうとすると、道路や歩道が多くの人で埋まり、救助・救命活動の車両が現場に行くことができなくなります。また、余震等で二次被害に遭う可能性もあり、災害発生後はすぐに帰宅しようとしなないことが重要になります。

＜帰宅困難者の行動のポイント＞

- (1) むやみに移動しない
発災後は、安全な場所にとどまり、状況を確認しましょう。
- (2) 安全確認・情報収集手段の確保しよう
災害用伝言ダイヤル171等を活用し、家族等と連絡を取りましょう。
災害時にはデマ等が流れやすいため、正確な情報入手ができるように事前に確認しておきましょう。
- (3) お互いに助け合う
一時滞在できる場所等では、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）を優先しましょう。

＜事業者の帰宅困難者対策＞

- (1) 一斉帰宅の抑制の従業員等への周知
- (2) 従業員等用の備蓄の確保（3日分の飲料水・食料・必要物資等）
- (3) 外部の帰宅困難者を受け入れるため、10%程度余分の備蓄等、共助の推進
- (4) 安否確認、情報収集手段の確保
- (5) 混乱収拾後の帰宅ルールの設定

◆ 一時滞在施設の確保

市は、帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設として、一時滞在施設を確保します。

災害時には、鉄道会社や事業者等と連携し、情報提供、避難誘導、一時滞在所の開設・受入れを行います。

◆ 徒歩帰宅の支援

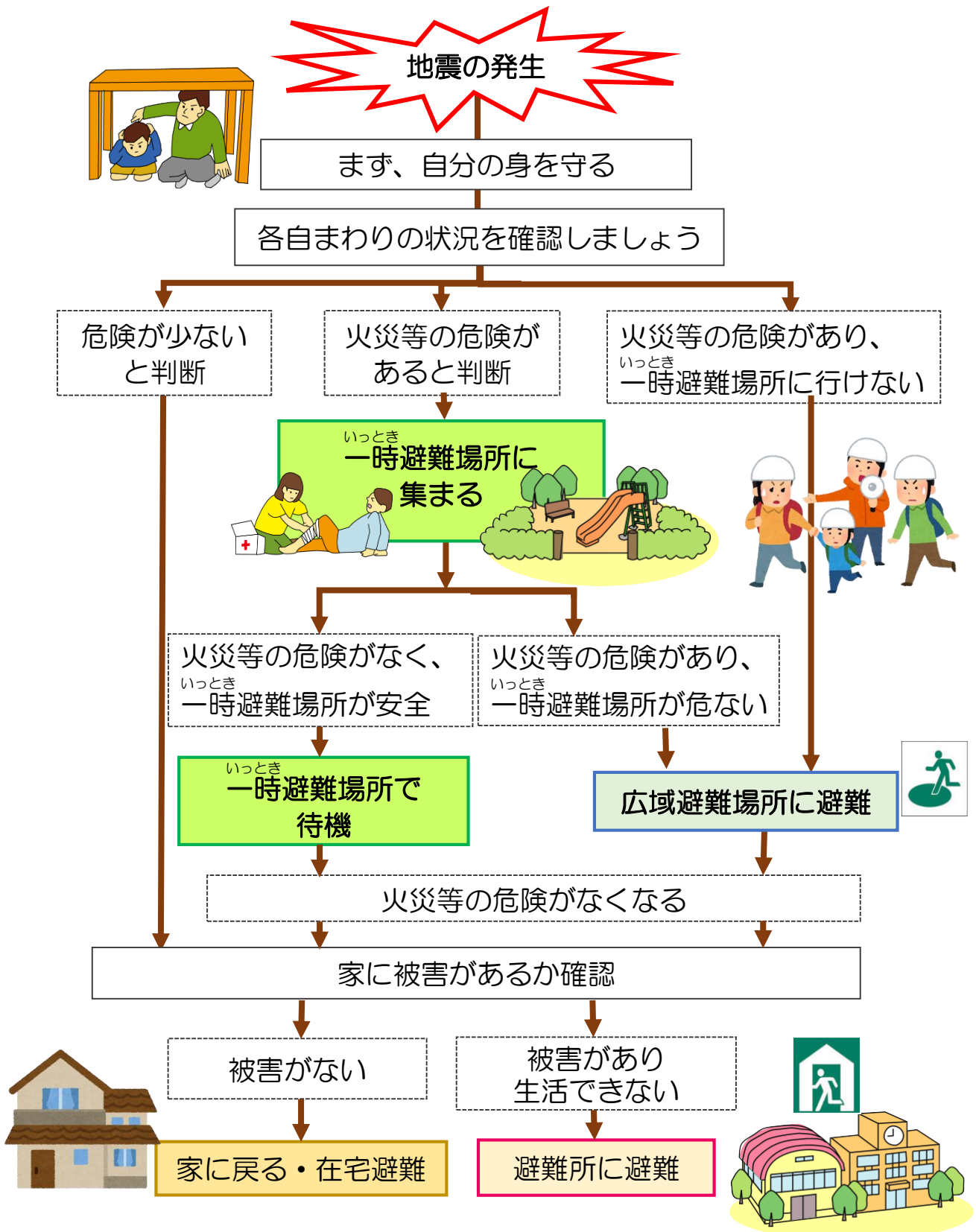
東京都では、コンビニエンスストアやファミリーレストラン等の民間施設と協定を結び、災害時に帰宅支援ステーションとしてトイレの利用や情報提供を受けることができます。



帰宅支援ステーションの目印



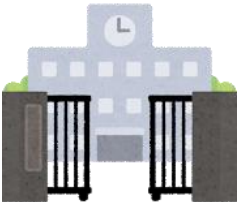

震災時に建物の倒壊や火災の危険が迫った場合には、公園や学校等の安全な場所に避難する必要があります。いざという時にあわてないように、普段から「どのようなときに、どうやって、どこに避難するのか」を確認しておくことが必要です。

◆ 地震時の避難フロー



◆ 避難場所について

市では、広域避難場所、^{いっとき}一時避難場所、避難所、二次避難所（福祉避難所）をあらかじめ指定しています。

種類	内容	市の指定状況
広域避難場所 	大地震の時に発生する火災やその他の危険から避難した人たちを保護し、延焼火災が鎮火するまで待つ大規模公園等の場所になります。	3か所（上仲原公園、桜が丘市民広場（東大和市ロンド桜が丘フィールド）、都立東大和南公園）
^{いっとき} 一時避難場所 	地震等の災害が起こった時に、広域避難場所へ避難する前に、一時的に避難して様子を見る場所又は避難のために一時的に集団を形成する場所になります。	小中学校等22か所（そのうち3か所は、広域避難場所を兼ねる。）
避難所 	災害が起こった時に被害を受けた方等を一時的に受入れ、保護するための建物になります。	小中学校、公民館、市民センター等、29か所
二次避難所 （福祉避難所） 	避難所に避難した人のうち、高齢者、障害者等がかつ指定避難所での生活が困難と判断された方が避難できる建物です。	福祉施設 15か所

◆ 避難経路について

避難場所への経路については、火災延焼や道路の遮断等の状況にもよりますが、任意の経路利用を原則とします。指定した避難場所に限らず、災害の状況により、近隣の公園、空き地を一時的な集合場所とすることも日常の避難路点検の中で行ってください。



◆ 避難勧告等情報連絡について

市民の皆様は、地震が発生した場合、テレビやラジオ等で正しい情報を入手できるように事前に情報収集手段を確認しておきましょう。

① 防災行政無線自動音声応答サービス

市は、防災行政無線で災害時情報発信をしています。内容が聞こえづらい等の理由でもう一度聞きたい場合は、防災行政無線自動音声応答サービスをご利用ください。このサービスは、定時放送を除く、防災行政無線で放送した24時間後まで、放送内容を確認することができます。

防災行政無線自動音声応答サービス
042-563-2411



② 東大和市安全安心情報送信サービス（登録制メール配信サービス）

市は、災害（地震・台風・大雨）情報を、あらかじめ登録していただいた携帯電話やパソコンへ電子メールで送信するサービスを行っています。詳しくは、市ホームページをご確認ください。



こちらのQRコードからも仮登録の手続きが確認できます。

安全安心情報送信サービス

<https://www.city.higashiyamato.lg.jp/index.cfm/31,19372,333,542,html>

<その他の情報収集先>

○気象庁ホームページ URL

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

○東大和市ホームページ URL

<https://www.city.higashiyamato.lg.jp/index.cfm/1,html>

○SNS

・東大和市公式 Facebook（フェイスブック）

・東大和市公式 Twitter（ツイッター）：ユーザー名「@higashiyamato18」



災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言板（web171）

災害時は、安否確認、見舞、問合せ等の電話が急激に増加し、電話がつながり難い状況が発生します。そのため、音声情報を録音・再生できる災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板を利用して安否等を確認しましょう。

171

にダイヤルすると
ガイダンスが流れます。

<https://www.web171.jp/>

にアクセス。

◆ 各避難所の収容可能面積及び人数

現時点では、市内全避難所での収容可能人数は24,841人で、多摩直下地震による最大想定避難者数の23,541人を全て収容できる計算となっています。

令和元年11月1日現在

地区割	施設名	所在地	避難所有効面積 (㎡)		収容人数 (人)	備蓄庫
			普通教室等	体育館		
第一中学校区	◎第一中学校	奈良橋 3-530	1,402	1,043	1,481	○
	第一小学校	奈良橋 4-573	1,472	411	1,141	
	第四小学校	狭山 5-1038	1,536	434	1,193	○
	奈良橋市民センター	奈良橋 4-600	788	-	477	
	狭山公民館	狭山 3-1344-1	254	-	153	○
	小 計					4,445 人
第二中学校区	◎第二中学校	南街 3-60-4	1,115	486	969	○
	第二小学校	南街 3-61-2	1,536	419	1,183	○
	南街市民センター	南街 5-32	563	-	341	
	向原市民センター	向原 3-10	917	-	555	
	小 計					3,048 人
第三中学校区	◎第三中学校	仲原 2-7	1,536	538	1,256	○
	第三小学校	清原 4-1312-2	1,536	424	1,186	○
	第五小学校	向原 1-11	1,792	423	1,342	○
	第六小学校	仲原 1-5-1	1,344	431	1,075	
	清原市民センター	清原 4-1	485	-	293	
	新堀地区会館	新堀 3-6-1	237	-	143	
小 計					5,295 人	
第四中学校区	◎第四中学校	立野 2-6-2	1,344	527	1,133	○
	第八小学校	立野 3-1255	1,536	422	1,185	○
	第十小学校	上北台 3-399	1,443	520	1,189	○
	都立東大和南高校	桜が丘 3-44-8	847	1,188	1,233	
	都立東大和高校	中央 3-945	622	977	968	
	上北台市民センター	上北台 2-865-9	839	-	508	
	桜が丘市民センター	桜が丘 3-44-13	456	-	276	
	市民体育館 (東大和市ロ ンドみんなの体育館)	桜が丘 2-167-13	-	2,376	1,440	○
	中央公民館	中央 3-926	956	-	579	
小 計					8,511 人	
第五中学校区	◎第五中学校	芋窪 5-1119	1,088	518	972	○
	第七小学校	芋窪 5-1171	1,664	418	1,261	○
	第九小学校	蔵敷 2-546	1,152	507	1,005	○
	蔵敷公民館	蔵敷 2-337	229	-	138	○
	郷土博物館	奈良橋 1-260-2	274	-	166	
	小 計					3,542 人
合 計					24,841 人	

※ ◎は中学校区内の拠点施設

◆ 避難所の運営

- (1) 市の「避難所管理運営マニュアル」に基づき、円滑な避難所の管理運営に努めます。
- (2) 避難所の運営は、避難所管理運営委員会を中心に地域住民、避難者等と協力して行います。
- (3) 避難所の運営については、女性の参画を推進するとともに、男女双方の視点や、女性や子育ての家庭のニーズに配慮した運営に努めていきます。
- (4) 可能な限り地域又は自治会単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れます。
- (5) 市は、社会福祉施設等を二次避難所（福祉避難所）として活用し、自宅や避難所で生活が困難である要配慮者等を受け入れ、介護等必要なサービスを提供します。



◆ 飼養動物（ペット）の同行避難

- (1) 施設に応じて、避難所における動物の飼養場所の確保に努めます。
- (2) 飼い主は、ペット同行避難の際にペットのケージ、ペットフード等を準備し、自己管理を行うものとします。



◆ 避難所外の避難について

市は、避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、原則として、避難所において必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等の措置を行い、生活環境の確保が図られるよう努めます。

長時間同じ姿勢でいたり、水分不足になるとエコノミークラス症候群や心筋梗塞になる可能性があります。そのため、避難生活では水分補給や適度な運動を心がけましょう。



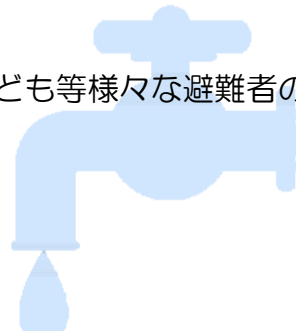
◆ 要配慮者及び避難行動要支援者の安全確保対策

地震、集中豪雨、台風等の災害時に、高齢者や障害者が被害に遭うケースがたびたび見受けられます。高齢者、障害者、難病患者、乳幼児等いわゆる要配慮者及び避難行動要支援者は、災害時に適切な避難行動をとることは必ずしも容易ではありません。そのため、市では、「東大和市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に基づき避難行動要支援者名簿を整備し、情報の把握及び関係機関との共有、個別支援計画づくり、避難誘導体制の整備を図っていきます。



◆ 災害時の飲料水・備蓄食料・生活必需品等

市では、市民に備蓄を呼び掛けるとともに、要配慮者や女性・子ども等様々な避難者のニーズに対応した物資の確保をしていきます。



(1) 飲料水・生活用水

当市では、次の方法で水の確保を行います。

- ① 東京都による災害時給水ステーション（給水拠点）の整備
 <市内給水拠点>

平成31年3月1日現在

施設名	所在地	確保水量
東京都水道局上北台浄水所	上北台 1-801-1	5,330 m ³
東京都水道局東大和給水所	桜が丘 3-44	26,660 m ³
合計		31,990 m ³

※ 東大和給水所は工事に伴い、確保可能水量が、工事期間中（平成31年3月4日から令和3年8月13日までの予定）17,700m³となる。

- ② 災害対策用井戸の指定

市民の協力を得て利用可能な「災害対策用指定井戸」は、現在、市内で19か所指定しており、主に災害時の生活用水として活用します。

- ③ その他

- ・ 民間企業との災害時相互協定の締結による飲料水等の提供
- ・ 各小中学校と公共施設3か所の受水槽を災害給水用として指定
- ・ 各小中学校のプールの水を利用するため、ろ過装置を20か所に配備

(2) 備蓄食料・生活必需品等

備蓄食料（アレルギーに対応したミルク、ライスクッキーを含む）、生活必需品等については、小中学校等の備蓄コンテナ18か所と市役所の地下倉庫等の備蓄倉庫6か所に、分散備蓄しています。

<主食備蓄状況>

令和元年7月1日現在

品目	数量
乾パン クラッカー等	33,054 食
アルファ化米	73,650 食
おかゆ	2,900 食

※東京都の寄託物資を含む

<生活必需品等の備蓄状況>

令和元年7月1日現在

品目	数量
毛布	14,590 枚
生理用品	11,582 枚
おむつ（大人用）	4,012 枚
おむつ（子ども用）	13,784 枚
授乳室等テント	54 張
間仕切り	150 台

※東京都の寄託物資を含む

市は、被災後の生活を安定し、早期の復旧・復興を達成するための様々な対策を行います。主な対策は次のとおりです。

◆ 被災住宅の応急危険度判定

余震等による被災住宅の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、早期に住宅の被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に「危険」、「要注意」又は「調査済」の3種類に判定します。

◆ 家屋・住家被害状況調査

家屋の被害認定、住宅の応急修理や住宅の供給のための基礎資料とするため、被災直後において、家屋・住家の被害状況を把握する調査を行います。

◆ り災証明の発行

被災した世帯の再建のために、資金の借入れ、租税等の減免等で被災したことを証明するり災証明書が必要になる場合があることから、り災証明書を発行します。

◆ 義援金品の対応

義援金を、确实、迅速、適切に募集・配分するため、都が設置する義援金配分委員会との連絡・調整を図ります。また、直接受領した義援品、都から送付された義援品等については、市で配分方法等を決定し、被災者に配分します。



◆ 生活相談・生活支援

災害による被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する生活相談、弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付を行います。

生活 相談	被災者のための相談所を設け、要望事項等を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して、対応を要請します。また、被災者生活再建支援制度の紹介、災害援護資金の受付、被災住宅の応急修理に関する受付等を行います。
生活 支援	災害弔慰金、災害見舞金、租税等の特例措置、災害援護資金等の貸付、被災者生活再建支援金の支給、郵便・電話料金等の減免等があります。

4 災害復興計画

4.1 震災復興本部の設置

本編 第3部 第2章

東京都では、都知事が重大な震災被害により都市の復興及び都民生活の再建と安定に関する事業を速やかにかつ計画的に実施する必要があると認めるときは、被災後1週間程度を目途に都震災復興本部を設置します。また、市においても、被害の状況により円滑かつ計画的に復興事業を推進するため、市長を本部長とする震災復興本部を都震災復興本部の設置にあわせ設置します。

4.2 復興方針・計画の策定

本編 第3部 第3章

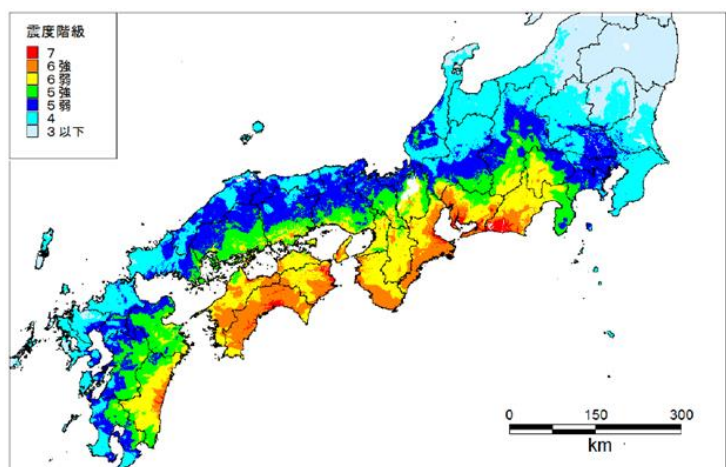
震災後2週間以内を目途に「東大和市震災復興基本方針」を策定し、公表します。都市復興、住宅復興等その性質上、具体的な事業計画等を必要とする分野については、「東大和市復興総合計画」の策定と並行して、分野別復興計画を策定します。

5 東海地震事前対策計画

当市は、東海地震が発生した場合、震度5弱程度と予想されています。強化地域として指定はされておらず、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていません。

しかし、震度5弱程度の揺れであっても、局地的にかなりの被害が発生することが予想されるため、警戒宣言が発せられた場合、社会的混乱の発生が懸念されています。このため、市においても、都及び各防災機関と一体となって東海地震災害に対する事前対策の推進を図っていきます。

また、気象庁は平成29年11月から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始しています。従来の東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」に代わり、南海トラフ全域で地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合に、情報が発表されます。



南海トラフ巨大地震の震度分布
(強震動生成域を陸側寄りに設定した場合)

出典：気象庁ホームページ

風水害編

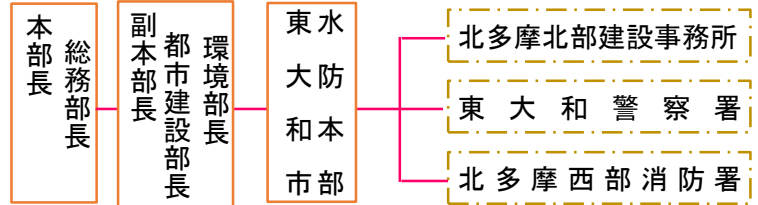
1 風水害対策

1.1 市の活動態勢の整備

本編第5部 第8章

風水被害の発生又は発生のおそれがある場合、配備態勢をとり、各水防機関は相互の連絡を密にして水防活動を行います。

◆市水防本部組織



1.2 避難体制の整備・確立

本編 第5部 第5, 7, 11章

◆迅速かつ的確な情報収集及び伝達

風水害の対策として、迅速かつ的確な災害対応を図るため、正確な情報の収集・伝達が必要になります。このため、市は、防災関係機関と連携を図り、情報交換に努め、必要な情報を共有・伝達できる体制を整備します。

市民や事業所等に向けては、防災行政無線や全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急速報メール配信サービス等を用いて避難勧告等を伝達します。また、テレビやラジオ会社と協定を締結し、それに基づき各放送がされることとなっています。

◆避難勧告等発令基準

河川の特性を考慮し、段階に分けて情報を提供する等、市民が余裕を持って安全かつ円滑に避難を行えるような基準作りに努めます。

警戒レベル	避難情報	住民がとるべき行動
5	災害発生情報	命を守るための最善の行動をとる
4	避難指示（緊急）	避難を完了
	避難勧告	速やかに避難
3	避難準備・高齢者等避難開始	避難準備が整い次第、避難開始 高齢者等は速やかに避難
2		ハザードマップ等で避難行動を確認
1		災害への心構えを高める



- ※ 警戒レベル1～5は、急激な状況変化の際は必ずしも順番に発せられるわけではありません。
- ※ 状況に応じて公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、自宅内等のより安全な場所に避難しましょう。
- ※ マイ・タイムラインを作成し、避難行動等を事前把握しておきましょう。

2 土砂災害対策の推進

市北部に「土砂災害警戒区域」54 か所（うち、「土砂災害特別警戒区域」50 か所）が指定されています。それぞれの区域は、ハザードマップ、市ホームページ等で確認できます。

また、土砂災害警戒区域等内における社会福祉施設等の要配慮者利用施設について、市は、所在及び施設の要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）を平常時から把握し、施設ごとに具体的な避難確保計画を整備し、訓練の実施等を推進します。

◆ 土砂災害（特別）警戒区域



大規模事故編

大規模事故応急対策計画

1 航空機事故対策

本編 第6部 第2章

市上空は、自衛隊機等が日常的に通過しています。市内及び隣接する市町等で航空事故が発生し、又は事故発生を目撃通報を受けたときは、「航空事故通報経路図」に基づき、速やかに関係機関に通報します。

2 鉄道事故対策

本編 第6部 第3章

市及び市周辺での列車の衝突、脱線等の鉄道事故を対象とし、各防災機関と連携を図り、速やかな救助・応援等の対策活動を実施します。

3 危険物事故対策

本編 第6部 第4章

石油、高圧ガス等の危険物貯蔵施設等は、地震時の振動、火災等により、危険物の漏えいや爆発等の事態の発生が考えられます。これらの施設については、関係法令に基づく災害予防規程や東京都震災対策条例等に基づく事務所防災計画の作成を義務付けています。市においても、被害を最小限にとどめるため、応急対策並びに周辺地域の事務所、住民等との連携及び協力体制の整備を進めていきます。

4 放射性物質対策

本編 第6部 第5章

市内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても、「原子力災害対策重点区域」に当市は含まれていません。しかし、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、当市においても様々な影響を受けました。そのため、市は関係機関との連携のもと、市民への情報提供、保健医療活動、放射性物質への対応を行っています。

5 火山噴火灰対策

本編 第6部 第6章

富士山で大規模な噴火が発生した場合、噴き上げられた灰は、偏西風により東に流され当市にも降灰する可能性があります。そのため、市は東京都地域防災計画（火山編）に則した対策を行い、市民の生命や健康の安全確保を図ります。

東大和市地域防災計画 概要版 令和2年3月

編集発行 東大和市総務部防災安全課

〒207-8585

東京都東大和市中心3丁目930番地

電話 ： 042-563-2111（代表）

FAX ： 042-563-5931

URL ： <https://www.city.higashiyamato.lg.jp/>